

# 福岡県公報

平成18年12月25日  
第 2 6 2 4 号

## 目 次

### 告 示 (第2559号—第2568号)

○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	……………	1
○町の字の区域の変更	(地 方 課)	……………	1
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	……………	3
○林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録事項の変更の届出	(緑化推進課)	……………	4
○林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録事項の変更の届出	(緑化推進課)	……………	4
○都市計画の変更	(都市計画課)	……………	5
○都市計画の変更	(都市計画課)	……………	5
○風致地区の種別の指定	(都市計画課)	……………	5
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	……………	5
○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課)	……………	6
<b>選挙管理委員会</b>			
○政治団体の平成17年分収支報告書の要旨の一部訂正	(地 方 課)	……………	6
<b>公安委員会</b>			
○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	……………	7
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部運転免許試験課)	……………	7
<b>雑 報</b>			
○福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんの結果	(高速道路対策室)	……………	7

## 告 示

### 福岡県告示第2559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
筑後川土地改良区	18・12・13

### 福岡県告示第2560号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、みやこ町長からみやこ町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、黒田地区の土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を勝山黒田字金目に編入する。

大 字	字	地 番
勝山黒田	小 深 田	1936の1から1936の3まで、1937の1、1937の2、1938の1、1938の2
	八 反 田	1947、1948の1、1948の2、1949の1から1949の3まで、1950の1から1950の6まで、1951の1、1951の2、1952の1、1952の2、1953、1955の1から1955の3まで
	シカラミ	1956、1957の1、1957の2、1957の5から1957の14まで
	棚	1958の1
	合 力	1964の1、1964の2、1965の1の一部、1965の2の一部、1965の3、1965の4、1965の6
	エ ノ ラ	1978の一部

野 添	2548の一部、2549の一部、2552の1の一部、2553の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

## 2 次の区域を勝山黒田字長田に編入する。

大 字	字	地 番
勝山黒田	三 本 松	1796、1797
	ハ ツ エ	1921から1923まで、1924の1、1924の2
これらの区域に隣介在接する道路、水路である公有地の一部		

## 3 次の区域を勝山黒田字下原出口に編入する。

大 字	字	地 番
勝山黒田	フ ケ	1901から1906まで、1907の1、1907の2、1908から1910まで、1911の1
	ヲ ゾ ウ	2472、2473の一部、2474、2475、2476の一部、2477の1、2478の1
	三 反 田	2660の1の一部、2661の一部、2663の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字車地2048、2049、字下原出口2061の2に隣接する道路である公有地の全部、字四反田2470の1、2471に隣接する水路である公有地の全部		

## 4 次の区域を勝山黒田字エノヲに編入する。

大 字	字	地 番
勝山黒田	車 地	2027、2028の1、2028の2、2029、2035から2038まで
	井 尻	2517の1の一部、2520の一部、2522の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字長田1920の2、字ハツエ1924の2の地先の道路である公有地の一部		

## 5 次の区域を勝山黒田字一丁田に編入する。

大 字	字	地 番
勝山黒田	金 目	1961の1の一部、1961の2、1962の1の一部、1962の2、1963の1の一部、1963の2の一部、1963の3

合 力	1965の1の一部、1965の2の一部、1966の1、1966の2、1967の1から1967の3まで、1968の2、1968の3、1968の4の一部、1969の2、1969の3、1970、1971
島 巡	1972、1973の2、1974の1、1974の2、1975から1977まで
エ ノ ヲ	1978の一部
釘	2482の一部、2483の一部、2484の1、2485
ト ロ ロ 木	2509
大 里	2530の1、2530の2、2531の1、2531の2、2532の1、2532の2、2533、2534の1から2534の4まで、2535、2536、2537の一部
野 添	2540の1の一部、2546の一部、2547、2548の一部
花 熊	2639の一部
無 田 中	2640の1の一部、2641の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部	

## 6 次の区域を勝山黒田字井尻に編入する。

大 字	字	地 番
勝山黒田	エ ノ ヲ	2008の一部、2021から2026までの各一部
	釘	2479の1、2480の1、2480の3、2481から2483までの各一部
	轟	2514の2、2514の3
	大 坪	2653の一部、2659の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字井尻2517の1、2522に隣接する道路である公有地の一部、字井尻2519の2に隣接する道路である公有地の全部、字井尻2528の1に隣接する道路である公有地の全部		

## 7 次の区域を勝山黒田字牛田に編入する。

大 字	字	地 番
勝山黒田	下 原 出 口	2071の一部、2072の一部、2082の一部、2083の一部、2084の1の一部、2084の2の一部、2091の一部
	皮 籠 園	2104の一部
	四 反 田	2463、2464、2466、2467、2468の2
	合 ノ 坪	2668の4、2674から2677まで

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字合ノ坪2673に隣接する水路である公有地の全部

- 8 次の区域を勝山黒田字宮ノ前に編入する。

大字	字	地番
勝山黒田	牛田	2456から2458までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 9 次の区域を勝山黒田字大坪に編入する。

大字	字	地番
勝山黒田	釘	2481の一部
	無田中	2641から2644までの各一部、2649の一部、2650の一部
	矢々	3192の2、3194の1、3194の4の一部
	久保田	3196の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 10 次の区域を勝山黒田字野添に編入する。

大字	字	地番
勝山黒田	一丁田	2487から2489までの各一部
	大里	2537の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字野添2539の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、字野添2540の1、2540の2に隣接する道路である公有地の一部、字野添2549、2551の1、2552の1、2553、2554の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、字野添2605に隣接する道路である公有地の一部		

- 11 次の区域を勝山黒田字無田中に編入する。

大字	字	地番
勝山黒田	御清水	2630の1の一部
	花熊	2632、2633の1から2633の3まで、2634から2638まで、2639の一部
	久保田	3196の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

- 12 次の区域を勝山黒田字林崎に編入する。

大字	字	地番
勝山黒田	三反田	2663の一部、2664の一部、2665の一部、2666の1、2667の1、2667の4
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字三反田2663、2665、字林崎2695に隣接する道路、水路である公有地の全部		

- 13 次の区域を勝山黒田字皮籠園に編入する。

大字	字	地番
勝山黒田	牛田	2460の一部
この区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字皮籠園2104に隣接する水路である公有地の一部		

- 14 次の区域を勝山黒田字三反田に編入する。

大字	字	地番
勝山黒田	ヲゾウ	2473の一部、2476の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字三反田2661、2663に隣接する道路、水路である公有地の全部		

#### 福岡県告示第2561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
糸島郡二丈町大字吉井 (福吉地区第1換地区)	平成18年12月18日

## 福岡県告示第2562号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者から登録事項変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧別	登録番号	生産事業者		事業所		変更年月日
		氏名	住所	名称	所在地	
新	福岡県第130号	八女上陽森林組合	八女市上陽町北川内547-1	八女上陽森林組合	八女市上陽町北川内	18・12・8
旧	福岡県第130号	上陽町森林組合	八女郡上陽町北川内547-1	上陽町森林組合	八女郡上陽町大字北川内	
新	福岡県第400号	古賀 一生	朝倉市大庭20	(有)フクダイ種苗園	朝倉市三奈木2271-1	"
旧	福岡県第400号	古賀 一生	朝倉郡朝倉町大字大庭20	フクダイ種苗園	甘木市大字三奈木	
新	福岡県第442号	森 秀昭	朝倉市入地2847-1	森盛緑地建設(株)	朝倉市入地2847-1	"
旧	福岡県第424号	森 秀昭	朝倉郡朝倉町大字入地2847	森盛苗園	朝倉郡朝倉町	
新	福岡県第452号	佐々木正直	うきは市浮羽町西隈ノ上3335-1	(有)田代種苗園	朝倉市三奈木	"
旧	福岡県第452号	佐々木正直	浮羽郡浮羽町大字西隈ノ上335-1	田代種苗園	甘木市大字三奈木	

## 福岡県告示第2563号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者から登録事項変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	氏名	旧住所	新住所	旧事業所の所在地	新事業所の所在地	変更年月日
福岡県第151号	野口 利男	朝倉郡朝倉町大字大庭503	朝倉市大庭503	朝倉郡朝倉町大字大庭	朝倉市大庭	18・12・8
福岡県第166号	古賀 直幸	甘木市三奈木町大字久保島2060	朝倉市三奈木2059	甘木市三奈木町大字三奈木	朝倉市三奈木	"
福岡県第213号	大山 幸生	甘木市大字佐田25	朝倉市佐田25	甘木市大字佐田	朝倉市佐田	"
福岡県第401号	古賀 茂信	朝倉郡朝倉町大字大庭510-1	朝倉市大庭510-1	朝倉郡朝倉町大字大庭510-1	朝倉市大庭510-1	"
福岡県第402号	佐藤 一夫	朝倉郡朝倉町大字大庭2442	朝倉市大庭2442-1	朝倉郡朝倉町大字大庭	朝倉市大庭	"
福岡県第406号	森 茂喜	朝倉郡朝倉町大字入地2847	朝倉市入地2846	朝倉郡朝倉町大字入地	朝倉市入地	"
福岡県第408号	石橋 敏彦	甘木市大字三奈木2089	朝倉市三奈木2089	甘木市大字三奈木	朝倉市三奈木	"
福岡県第410号	内田 康記	甘木市大字三奈木2075-1	朝倉市三奈木2075-1	甘木市大字三奈木	朝倉市三奈木2075-1	"
福岡県第413号	古賀 勝利	甘木市大字三奈木2203	朝倉市三奈木2203	甘木市大字三奈木	朝倉市三奈木	"
福岡県第425号	古賀 直廣	甘木市大字三奈木1547-1	朝倉市三奈木1547-2	甘木市大字三奈木	朝倉市三奈木	"
福岡県第439号	田中 強	浮羽郡田主丸町大字秋成603-4	久留米市田主丸町秋成602-7	浮羽郡田主丸町大字秋成	久留米市田主丸町秋成602-7	"
福岡県第441号	野口 利浩	朝倉郡朝倉町大字大庭503	朝倉市大庭503	朝倉郡朝倉町大字大庭	朝倉市大庭	"

福岡県第446号	佐藤 和正	朝倉郡朝倉町大字大庭2442	朝倉市大庭2442-1	朝倉郡朝倉町大字大庭	朝倉市大庭	〃
福岡県第453号	馬場千代典	八女郡上陽町大字下横山3922-1	八女市大字平田318	八女郡上陽町大字下横山3922-1	八女市大字平田318	〃
福岡県第458号	田中 雅信	浮羽郡田主丸町大字秋成602-7	久留米市田主丸町秋成602-7	浮羽郡田主丸町大字秋成	久留米市田主丸町大字秋成602-7	〃
福岡県第460号	石橋 敏雄	甘木市大字三奈木2089	朝倉市三奈木2089	甘木市大字三奈木	朝倉市三奈木	〃

#### 福岡県告示第2564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

久留米都市計画墓園を変更（久留米都市計画墓園浦山霊園の廃止）

#### 福岡県告示第2565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

久留米都市計画風致地区を変更（久留米都市計画風致地区浦山風致地区の追加）

#### 福岡県告示第2566号

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年福岡県条例第26号）第4条第1項の規定に基づき、次の風致地区の種別を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

##### 1 指定に係る風致地区の名称及び種別

###### (1) 名称

久留米都市計画風致地区浦山風致地区

###### (2) 種別

第二種風致地区

##### 2 指定に係る風致地区の区域

久留米市上津町字池田及び字山ノ上の各一部

#### 福岡県告示第2567号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
田川郡添田町大字中元寺844の14	英彦山病院	柳 川 格
小郡市山隈字弥八郎273-8	介護老人保健施設 弥生園	湯 浅 洸
小郡市三沢881-1	特別養護老人ホーム 三沢長生園	柳 大三郎
八女市蒲原1295-3	医療法人崇徳会 富田クリニック	富 田 暢

北九州市八幡西区木屋瀬1丁目12-23	医療法人慈恵睦会 八幡慈恵病院	鴨井逸馬
北九州市門司区本町2-10 サンリヤン門司港2F	田中あきら内科クリニック	田中晃
北九州市小倉北区船場町3-5 ファッションビル船場3階	ウイメンズ・ヘルスサポート みつもとクリニック	光本正宗
北九州市八幡西区鉄竜1丁目3-2	高砂脳神経外科クリニック	高砂禎一
北九州市八幡西区光明2丁目12-32	光明聖マリアクリニック	豊福勝仁
北九州市小倉南区朽網東2-11-5	にしだ眼科医院	西田進五
北九州市八幡西区永犬丸東町3丁目11-11	桜クリニック	増田郷史
北九州市戸畑区沖台1丁目6-37	にし脳神経外科クリニック	西徹
北九州市八幡西区木屋瀬3丁目16-15	医療法人 数住医院	数住宗貴
北九州市小倉北区中井2丁目4-9	白神クリニック	白神利明
北九州市八幡西区千代1丁目7-3	千代クリニック	平山祐義
北九州市八幡西区西神原町9-19	医療法人 神原クリニック	江崎嘉春
北九州市小倉南区下城野2丁目4-6	かなめクリニック	要齊
北九州市小倉南区葛原本町6丁目7-2	やまさきクリニック	山崎国司
北九州市小倉北区京町3丁目11-19	浦橋医院	浦橋商平

## 福岡県告示第2568号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成18年12月25日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
---------	-------	-----

八女市蒲原1295-3	岩井脳神経外科医院	富田 暢
-------------	-----------	------

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、糸島薬剤師連盟から訂正があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成17年分収支報告書の要旨（平成18年11月29日福岡県選挙管理委員会告示第110号）の一部を、次のとおり改める。

平成18年12月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

平成17年分収支報告書の要旨中、糸島薬剤師連盟の項を次のとおり改める。

No. 73

糸島薬剤師連盟

報告年月日 平成18年02月17日

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,544,653円
ア 前年からの繰越額	545,453円
イ 本年收入	999,200円
(2) 支出総額	969,150円
(3) 翌年への繰越額	575,503円

## 2 本年收入・支出の内訳

(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費	(59) 人	855,200円
イ 寄附		144,000円
イ(ア) 寄附	(内訳別掲)	144,000円
c 政治団体からの寄附		144,000円
計 (本年收入額)		999,200円
(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費		969,150円

(ア) 組織活動費	42,000円
(イ) 寄附・交付金	924,000円
(ロ) その他の経費	3,150円
計	969,150円

(内 訳)

イ (ア) c 政治団体からの寄附 福岡県薬剤師連盟	144,000円	福岡市博多区
小 計	144,000円	

**公安委員会**

**福岡県公安委員会規則第22号**

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成18年12月25日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則  
交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県宮若警察署の部山口駐在所の項中「山口2560番地4」を「山口2551番地4」に改め、同表福岡県添田警察署の部落合駐在所の項中「大字落合800番地の3」を「大字落合802番地の5」に改める。

**附 則**

この規則中別表第1 福岡県宮若警察署の部山口駐在所の項の改正規定は平成18年12月26日から、同表福岡県添田警察署の部落合駐在所の項の改正規定は平成19年1月15日から施行する。

**福岡県公安委員会規則第23号**

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成18年12月25日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該届出のうち、同項に規定する記録に係るものは、運転免許試験場で行うものとする。

**附 則**

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

**雑 報**

**福岡北九州高速道路公社公告第9号**

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条第1項の規定により公告します。

平成18年12月25日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田 中 康 順

銘 柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額（千円）
第95回福岡北九州高速道路債券	100万円	820 ～ 1,269	平成19年1月28日	450,000
第97回福岡北九州高速道路債券	100万円	12,838 ～ 13,587	平成19年1月28日	750,000
第99回福岡北九州高速道路債券	100万円	16,133 ～ 16,882	平成19年1月28日	750,000

発行 福岡県市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二  
チユルエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)